

三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民会議、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障に資するとともに、市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の実現を推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第 2 条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民、学識者等を構成員として市長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)に設置された審議、審査、調査又は調停を行う市民会議、審議会等の会議とする。

(会議の公開の原則)

第 3 条 市民会議、審議会等の会議は、これを公開する。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、次に掲げる場合においては、市民会議、審議会等は、会議に諮り、口頭審理等(市民会議、審議会等が不服申立て若しくは苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下同じ。)を公開することができる。

- (1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(非公開とすることができる会議)

第 5 条 第 3 条及び前条ただし書の規定にかかわらず、市民会議、審議会等は、会議に諮り、市民会議、審議会等の会議の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる事項
- (2) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知ら

れたくないと思ふことが正当であると認められるもの。ただし、当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く。

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが公益上必要であると認められる事項

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが公益上必要であると認められる事項

ウ ア又はイに掲げる事項に準じる事項であつて、公開することが公益上特に必要であると認められる事項

(4) 市政運営に関する事項であつて、次に掲げるもの

ア 市と国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した事項であつて、公開することにより、市と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等の意思形成過程における事項であつて、公開することにより、公正又は適正な意思形成が著しく妨げられるおそれのあるもの

ウ 実施機関（市長を除く。）市の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の事項であつて、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれるおそれのあるもの

エ 工事等の起工書、用地の買収計画、交渉の方針、争訟の処理方針、監査又は検査の計画その他実施機関が行う事務事業に関する事項であって、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生じるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるものその他当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの

オ 市の職員の人事に関する事項であって、公開することにより、人事行政に著しい支障が生じるおそれのあるもの

カ 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他の公共安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(会議開催の事前公表)

第 6 条 実施機関は、市民会議、審議会等の会議の日時、会場等を 1 週間前までに実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表しなければならない。ただし、緊急に市民会議、審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第 7 条 何人も、第 4 条又は第 5 条の規定により市民会議、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、市民会議、審議会等の会議を傍聴することができる。ただし、会場等の状況に応じ、傍聴することができる者に定員を定めるものとする。

2 市民会議、審議会等の会議を傍聴する者は、会場の秩序維持に関し市民会議、審議会等の長の指示に従わなければならない。

(会議資料の提供等)

第 8 条 市民会議、審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する資料(三鷹市情報公開条例(昭和 62 年三鷹市条例第 28 号) 第 8 条第 1 項各号に該当する情報が記載されているものを除く。) を当該会議を傍聴する者に提供し、又は閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第 9 条 実施機関は、市民会議、審議会等の会議について、会議録(市民会議、審議会等の会議の内容の要旨を記録したものをいう。以下同じ。) を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第 10 条 実施機関は、公開された市民会議、審議会等の会議に係る会議録の写しを
実施機関が指定する場所での閲覧及びインターネットを利用した閲覧に供しな
ければならない。

(運用状況の公表)

第 11 条 市長は、この条例の運用状況について、毎年度公表するものとする。

2 市長は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることがで
きる。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第 12 条 市民会議、審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるとき
は、その定めるところによるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に第 6 条の規定により事前
公表する市民会議、審議会等の会議について適用する。